

別文書に「未 十一月」とあることから、安政4(1857)年の文書と考えられる。また西崎家は旅籠を営み、正助の代に商業に転じたとされている。このことから、おそらく町役人の家は庄助であり、百姓正助とは別家ではないだろうか。それにしても百姓正助は尾張藩の為替を扱い、その担保として間口4間、奥行6間の持ち家を記している。ところが大火以後、文久2年には、間口3間、建坪6坪の家として記録されている。このことから担保物件は正助の屋敷地の事であろう。

ところで清八の家は、文久段階で間口6間、建坪27坪の日坂の百姓家としては大きい。史料上、確実に大火以前に居住していたとは断言できないが、生業が百姓であること、間口6間の敷地をもっていたことから、大火以前の居住を推定したい。

3-3区の建物跡はすでに述べたように土蔵を取り壊し、その後19世紀前半の早い頃に宅地とされている。『文久二年宿内軒並取調書上書』によれば、百姓源左衛門の屋敷地ではないかと推定される。この人物が史料上、確実に大火以前に居住していたとは断言できないが、生業が百姓であること、大火の前後に立て直しされているところから、大火以前に居住していたと推定したい。

したがって清水遺跡で発見された19世紀代の遺構と出土遺物は、百姓身分の家と家財道具の一部がほとんどであると推定される。おそらくこの時期の遺物は、大半が大火の被災物を廃棄したものと推定される。

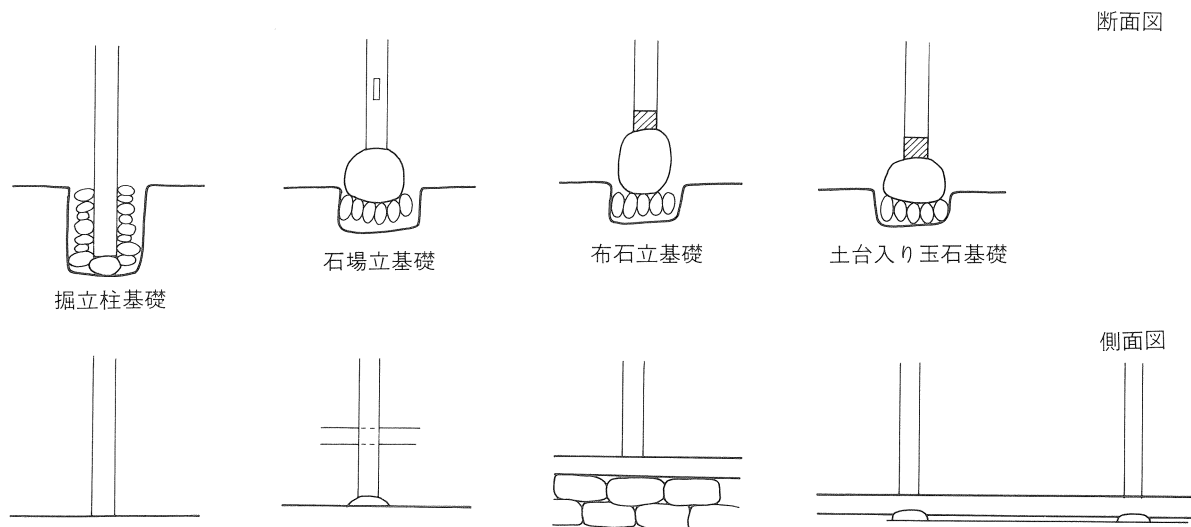
また嘉永五年の大火以後、坂口では空き地がめだって多い。また『文久二年宿内軒並取調書上書』によれば、日坂宿全体では間口に比べ、建物規模が著しく小規模な家が認められる。旅籠渡世では下町の権三である。おそらく災害後、手元不如意のためと推定される。また職業不詳で、宿の駄賃稼ぎや日用取り階層と推定される人々の家は、めだって零細である。2度の災害によつて町衆の階層差が顕著になったといえよう。

第3節 町屋の構造と階層

建物の分類

清水遺跡では、日坂宿の町屋である近世の建物跡が明らかにされた。第3節では残された日坂宿の文献史料の中で、建物に関する史料と発掘調査のデータを比較することとしたい。そのため前提として、考古学の分野では遅れている近世の建物構造について、まづ手始めとして建物基礎に関する用語の整理を行っておく。

通常、建物跡について考古学でえられるデータは、建物の基礎に関する部分である。石場立建物は建てる場合、建物の建つところを地盤を強化するため「根切」を行う^{注19}。この「根切」とは、土台または柱の下のあたるところを硬質層まで掘り下げることである。石場立建物の場合、この「根切」は、掘立柱建物の柱のように地中に深く柱を埋め込むことがないので、建物基礎は弱く、柱の支持のため行われる。土台下の部分を長く掘っていく「布掘」と柱の下のあたる部分のみ掘る「壺掘」があるが、発掘調査の場合小穴として確認され、掘立柱建物の柱穴と誤認するが多い。これを区別できるとすれば、小穴の深さや栗石の有無等が手がかりとなる。また工法によっては両者を併用する場合がある。例えば側廻りのみ布掘し、土台を敷かず、柱のみ壺掘りする場合、また縁側の柱のみ壺掘りする場合がある。石場立建物の柱を据える場合は、通常、礎石の落ちつきの良いように浅い穴を掘り、栗石と呼ばれる割り石を埋め込み、柱石を6、7割り埋めることが原則である。この栗石を用い建物地形（ぢぎょう）を行うことを割栗地形と呼んでいる。また硬質地盤が遠いときには杭を根切の底に打並べる。この地形を杭打ち地形と呼んでいる。さらにか硬質地盤がさらに深い場合、柱部分の下を深く掘り下げ、杭を打ったのちに柱石を埋め、その上に柱を建てる建物地形を蠟燭地形と呼んでいる。



第161図 建物基礎分類図

清水遺跡では、近世には掘立柱建物と石場立建物が認められたが、石場立建物の基礎はいくつかの種類がある。第161図に示したが、つぎの1から3に分類できる^{注20}。

- 1 石場立基礎
- 2 布石基礎
- 3 土台入り玉石基礎

清水遺跡の近世建物跡は、ほとんどが掘立柱建物と石場立基礎の建物であるが、3-3区の建物跡SH08の新旧の建物跡では、栗石の間に玉石を置いたのち柱を建て、土台の柱を廻す一種の土台入り玉石基礎であった。3-3区SH13は柱石の玉石が小規模であることからすれば、布石を1段積んだのち、その上に土台の横木を巡らす布石基礎である、と判断される。

また掘立柱建物から石場立建物への転換はあくまでも暫時的変化であり、『原川遺跡Ⅳ』でふれたように、18世紀初頭には両者が併存していた^{注21}。清水遺跡の建物跡からすれば、18世紀前半以後、坂口ではほとんどが石場立建物に転換していったもの、と考えられる。

ところで日坂宿を記した『巖ヶ根雑誌』の安政の大地震の記載では、被害にあった本町成瀬家では瓦葺きの建物であったことが判明する^{注22}。このことから江戸後期から幕末に入ると、日坂宿ではある一定階層の建物は瓦葺きであったことが指摘できる。ところが今回、発掘調査で発見された坂口では、瓦の出土が少なく、建物の一部に部分的に瓦が葺かれていた可能性があるものの、ほとんどが茅葺きか柿葺きではないかと考えられる。

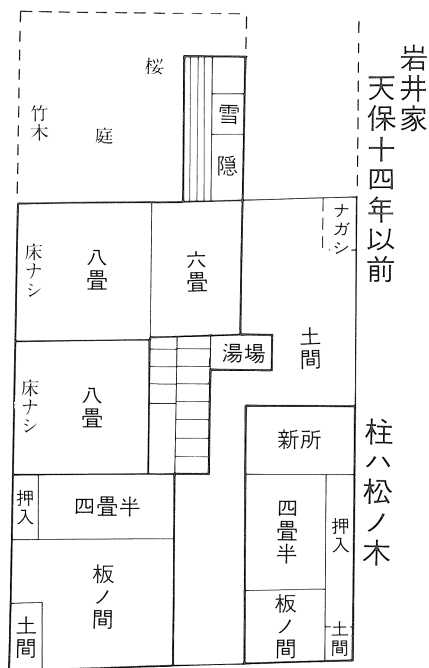
建物の構造

発掘調査の成果によれば、SH11は棟方向を東海道に並行に建てていた。この建物跡の年代は遅くとも18世紀初頭から前半までの存続年代が考えられる。坂口では近世前期から中期初頭の建物跡の中に、建物が認められたが、ほとんどが棟方向を街道に向け、間口が狭く奥行のある構造をとっていた。またこのことは『文久二年宿内軒並取調書上書』によっても、例外なく確認された。近世前期にこれとは反対に間口の広い家が坂口に認められたことは、初期には間口と日坂宿の役負担が、それほど明確になっていなかったのかもしれない。

ところで3-3区SH08（新）の建物跡では、土間と竈の跡が発見された。これらからすると東海道に面した南側に住まいの主体を置き、間口からそのまま土間が続かず、北側にのみ土間の台所をもった間取りと考えられる。すでに前節で述べたように、この家は百姓家と考えられる。



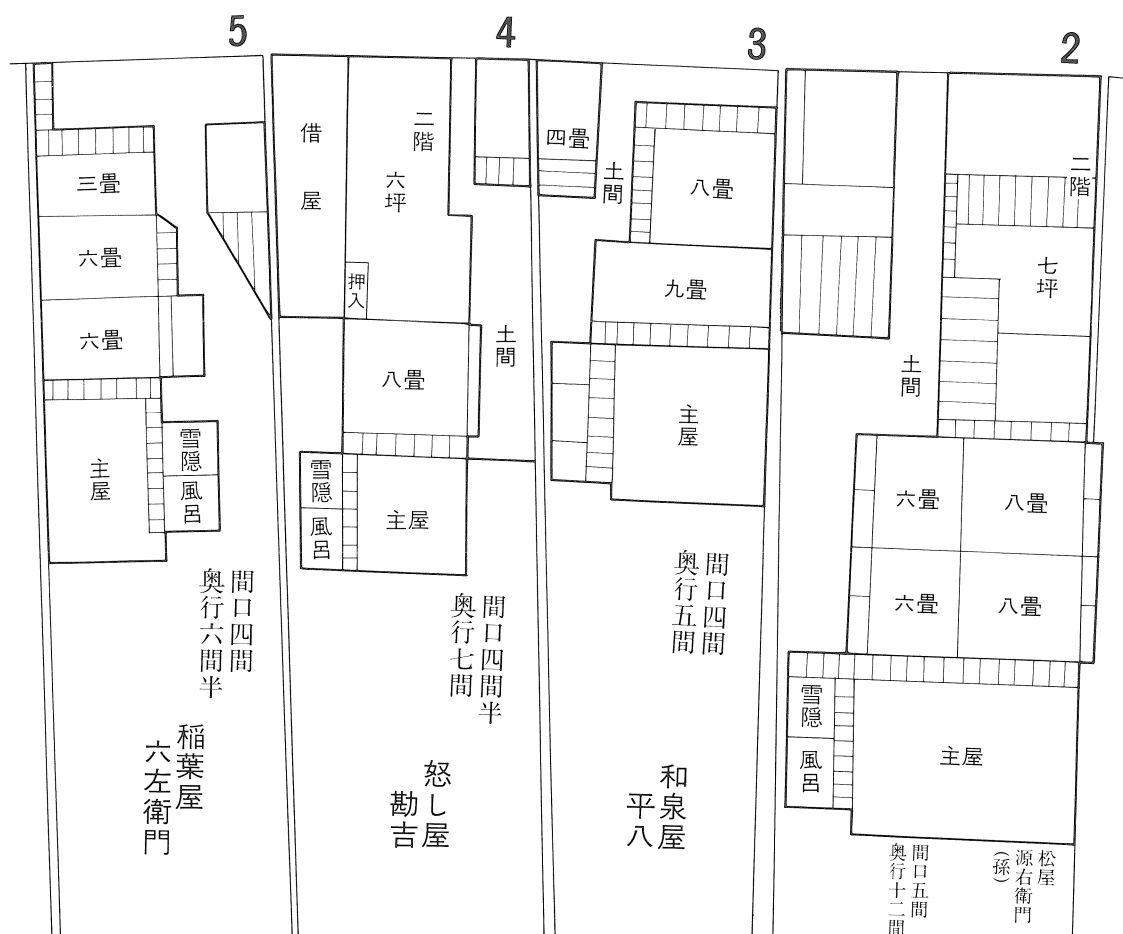
1～5 家屋位置図



(厳ヶ根雑誌による。一部略)

1

東 海 道



(掛川市史資料集口絵による。一部略)

第162図 旅籠・他平面図

一方、日坂宿の旅籠については、天保14年前後と考えられる建物平面図が残っている。1は岩井家の例であるが^{注23}、間口5間で、柱は「すべて本品は松の木多く用ひ柱等も皆然り」とされ、「梁桁等二重にも三重にも組み込める」平屋の建物であった。これを見ると、出入り口から通り土間と呼ばれる土間によって大きく2つに分かれ、土間の奥には風呂場とカマドをもつ「カッテ」場が認められ、さらにその奥には「雪隠」が造られていた。家人と客の空間については明確ではないが、板の間の廊下があることにより8畳、8畳、6畳の部屋が客室ではないだろうか。庭には桜と竹が植えられていた。

2は稲葉屋六左衛門家である^{注24}。間口4間、奥行6間半の平屋で、土間は片側に寄せている。3は怒(ぬ)し屋勘吉の旅籠である。間口4間半、奥行7間の前のみ2階建ての造りである。内部は片寄せの土間で、前側の一部を借家としている。4は和泉屋平八の旅籠で、間口4間、奥行5間の平屋である。土間は変形L字形の中土間形式である。5は松屋源(弥)右衛門の旅籠で、間口5間、奥行12間の一部2階建てである。土間は中土間で、前側の床スペースを2分し、奥では片寄せている。2から5の旅籠で共通していることは、客室部分を街道方向とし、土間の奥に竈をもつ「カッテ場」と風呂、さらに主屋が設けられていることで、さらに客室と主屋とは廊下によって区切られていることであろう。また部屋と部屋は板張り廊下によって結ばれている。

他方、調査によつて発見された3-3区SH08(新)と(旧)をみると、建物の裏側に土間のカッテ場を設けている。ほかにSH08(旧)とSH13の建物をみると、土台入り玉石基礎の上に柱の台となる横木以外、内部に柱を立てた痕跡は認められない。このことは、建物の内部に壁下地のための間柱が建てられなかった、とみることができる。つまりこれら3軒の家は、襖もしくは障子によつて区切られた2間続きの部屋と土間のカッテ場を持つ構造と考えられる。またトイレと推定されるSP141からすれば、家屋内ではなく外便所と考えられる。なお発掘調査によつて、建物の出入り口の痕跡は認められなかったが、おそらく街道に面した所には、かんたんな土間の「上がりはな」が設けられていたと推定される。これらの建物構造を2間取りとしておきたい。

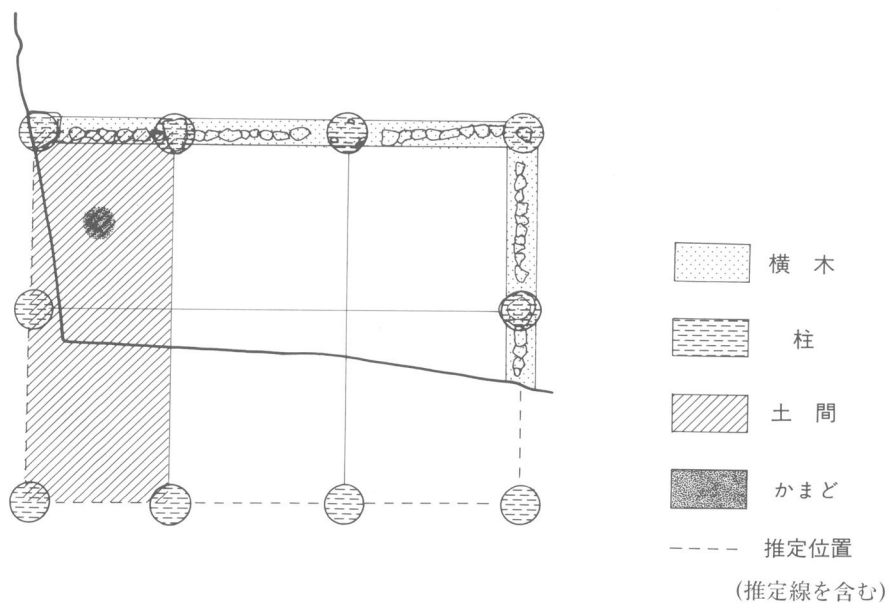
遠江地方の民家の中でとくに農家の場合、普通「田の字型」の4間取りが標準とされてきた^{注25}。この「田の字型」の4間取りとは、片側に広い土間を設け、居住空間は4部屋からなっている。こうした造りの場合、間仕切りや壁下地のため中に間柱を建てなければならない。またこうした「田の字型」民家を立てた場合には、最低、間口3間半から4間と奥行5間から7間が必要となり、建坪20坪近くとなる。こうしたことを考えると、坂口の家が百姓家といえども「田の字型」を取らず、小規模な2間取りが多いことが推定される。

町屋の規模と階層

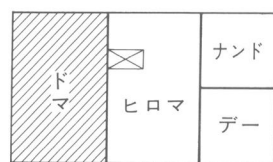
前述したように日坂宿の町屋の規模には、いくつかの差異が認められた。つぎに発掘調査の結果と『文久二年宿内軒並取調書上書』の建物規模によつて、日坂宿における町屋間の差異について考えてみたい。

第166図は日坂宿の町屋の規模を『文久二年宿内軒並取調書上書』によつて比較したグラフである。検討材料は間口、畳数、建坪である。間口では本陣の12間から始まり、下町半助ら11軒の家の2間まである。最大数は間口3間で47例ほど確認される。5間以上の上位の家は、おおむね建坪20坪以上であることが多い。職業では旅籠が本陣、脇本陣を含め17例と多く、それ以外では職業不詳の由右衛門があるが、この家は町名主に任じられていた家である。また百姓銀右衛門の家は、伝馬役年寄の家である。坂口では百姓清八の家が間口6間、建坪27坪と大きい、町役人ではない。町別では本町と下町に多く、職業不詳の者では10例が古宮町に居住していたが、こうした古宮町の場合、建物規模に比較し間口が広いという特徴もみられる。

畳数では最上位の本陣から始まり、本町金助の4畳までである。畳数40畳以上の上位者は旅籠を営む者



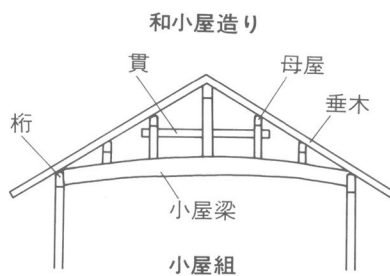
第163図 SH07 (旧)基礎復元図



広間三間取型

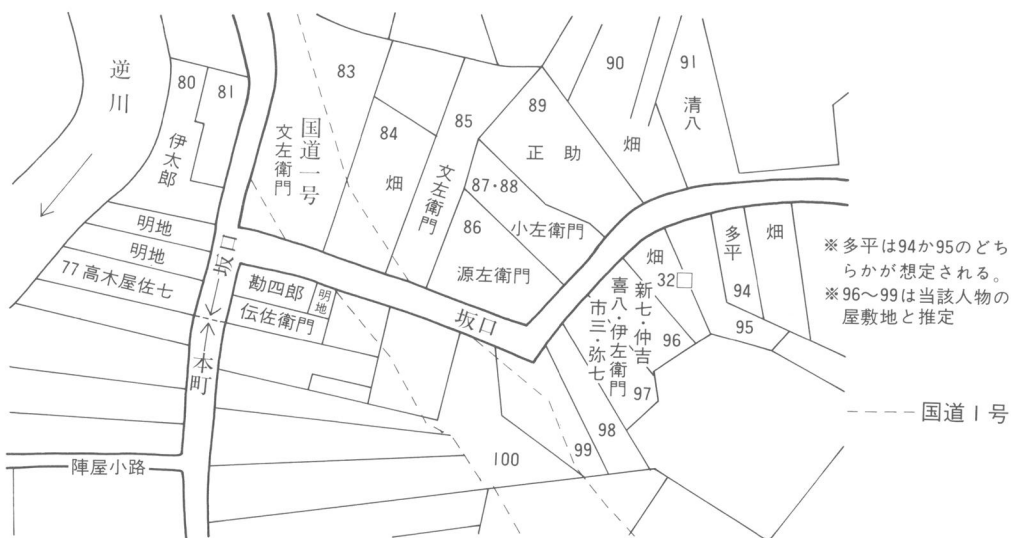


四間取型



(『民家の再生』による。)

第164図 民家分類図 (『静岡の民家』より抜粋)



第165図 日坂宿坂口の家並 (文久2年宿内軒並取調書上書より復元)

表19 日坂宿 建物一覧表（1）

名前	職業	間口	畳	坪数	その他	町名	名前	職業	間口	畳	坪数	その他	町名
清八	百姓	6.0	24.5	27.0	板の間6畳	坂口	長右衛門	商店	2.0	10.5	8.0		下町
正助	百姓	3.0	8.0	6.0		坂口	友右衛門	民	5.5	16.5	22.0		下町
小左衛門	百姓	3.5	15.0	14.0		坂口	和助	民	3.5	16.0	17.5	板の間3畳	下町
源左衛門	百姓	3.0	8.0	12.0		坂口	庄次郎	民	4.5	27.0	18.0	板の間4畳	古宮
文左衛門	民	3.5	6.0	10.5		坂口	清十	民	3.0	13.0	10.5	板の間4畳	古宮
文左衛門	百姓	3.0	12.0	10.5		坂口	幸右衛門	民	3.0	17.0	15.0		古宮
伊太郎	百姓	3.5	14.0	12.25		坂口	小七	民	3.5	17.0	15.75	板の間3畳	古宮
佐七	旅籠	5.0	52.0	45.0	板の間6畳	坂口	次太夫	民	4.5	17.0	13.5	板の間8畳	古宮
昇太郎	民	3.5	15.0	14.0	板の間3畳	本町	定吉	民	2.5	10.5	11.25		古宮
藤四郎	民	4.0	12.0	14.0		本町	音八	民	4.0	20.0	20.0		古宮
喜兵次	商店	4.0	9.0	14.0		本町	善四郎	民	3.5	18.0	15.75	板の間4畳	古宮
弥次郎	民	3.0	8.0	6.0		本町	惣左衛門	民	2.5	13.0	10.0	板の間3畳	古宮
清七	旅籠	5.0	24.0	20.0	板の間8畳	本町	忠蔵	民	3.0	11.0	10.5	板の間2畳	古宮
総兵衛	旅籠	5.5	58.0	22.0	板の間8畳	本町	代次郎	民	2.5	12.0	10.0		古宮
伊兵衛	民	2.5	6.0	5.0		本町	萬平	民	3.5	29.0	28.0	板の間3畳	古宮
安兵衛	民	3.0	14.0	13.5		本町	又五郎	百姓	4.0	15.0	20.0		古宮
金助	民	2.0	4.0	6.0		本町	三郎左衛門	民	3.5	16.0	14.0	板の間4畳	古宮
忠蔵	旅籠	3.0	16.5	15.0	板の間4畳	本町	新右衛門	民	3.0	20.0	15.0	板の間12畳	古宮
仁左衛門	民	3.0	6.0	9.0		本町	甚七	民	4.0	20.0	24.0	板の間4畳	古宮
平吉	民	3.0	16.0	15.0	板の間4畳	本町	彦太	民	2.5	14.0	10.0		古宮
五郎左衛門	旅籠	4.0	20.5	20.0	板の間6畳	本町	威法院	寺院	5.0	28.0	20.0		古宮
半九郎	民	3.0	6.0	9.0		本町	友吉	民	4.0	14.0	12.0	板の間8畳	古宮
伊左衛門	民	3.0	26.0	21.0		本町	七兵衛	民	2.5	9.0	5.0	北側終わり	古宮
所左衛門	旅籠	6.5	61.5	68.25	板の間5畳	本町	多平	百姓	4.5	12.0	15.75	板の間6畳	坂口
弥三右衛門	民	4.0	34.0	36.0	板の間8畳	本町	新七	百姓	4.0	22.5	18.0	板の間4畳	坂口
惣助	旅籠	3.0	28.0	24.0	板の間6畳	本町	仲吉	百姓	3.0	12.0	9.0	板の間4畳	坂口
平次	民	2.0	12.0	10.0		本町	喜八	民	4.0	12.0	14.0		坂口
政右衛門	商店	3.0	13.0	12.0		本町	伊左衛門	民	3.0	8.0	6.0		坂口
兵助	民	2.5	9.0	8.75		本町	市三	民	3.0	12.0	15.0		坂口
権右衛門	民	3.0	18.0	18.0		本町	弥七	百姓	3.0	20.0	12.0	板の間2畳	坂口
平右衛門	旅籠	6.5	103.0	87.0	板の間18畳	本町	文吉	百姓	3.0	14.0	10.5		坂口
平左衛門	旅籠	6.0	69.0	63.0	板の間10畳	本町	幸七	民	3.0	12.0	10.5	板の間4畳	坂口
金左衛門	本陣	13.0	211.0	198.0	板の間56畳	本町	新左衛門	百姓	4.5	17.0	13.5	板の間6畳	坂口
梧六衛門	民	5.5	42.0	44.0	板の間8畳	本町	幸七	百姓	3.0	8.0	10.5		坂口
彦八	民	5.0	22.0	30.0	板の間6畳	本町	宇八	民	3.0	8.0	12.0		坂口
武太夫	民	5.0	32.0	30.0	板の間8畳	本町	勘四郎	民	5.0	22.0	15.0	板の間6畳	坂口
十左衛門	民	3.5	28.0	22.75	板の間4畳	本町	伝左衛門	民	3.0	7.0	12.0	板の間3畳	坂口
清左衛門	民	2.0	18.0	16.0		本町	伝七	民	4.0	16.0	16.0	板の間8畳	坂口
新平	茶屋	2.0	18.0	16.0		本町	権四郎	民	3.5	8.0	7.0		坂口
岡右衛門	茶屋	4.0	23.0	24.0		本町	喜平次	民	5.0	24.5	17.5		坂口
富三郎	脇本陣	8.0	116.0	120.0	板の間15畳	下町	惣十	旅籠	5.0	35.0	30.0	板の間11畳	坂口
金十	商店	3.0	18.0	24.0		下町	佐平次	民	4.0	16.0	18.0	板の間4畳	坂口
嘉平	民	2.5	12.5	11.25		下町	忠兵衛	民	3.0	10.0	12.0		本町
文八	商店	4.0	21.5	20.0		下町	清兵衛	民	2.5	11.0	10.0	板の間2畳	本町
源兵衛	茶屋	3.0	14.0	16.5		下町	又右衛門	旅籠	4.0	26.0	32.0	板の間4畳	本町
奎兵衛	旅籠	6.0	20.0	18.0		下町	五郎兵衛	民	4.5	16.0	11.25	板の間2畳	本町
三左衛門	民	3.5	20.0	21.0	板の間8畳	下町	重右衛門	旅籠	5.0	33.0	25.0	板の間3畳	本町
弥六	民	3.5	15.0	12.25	板の間3畳	下町	五郎兵衛	茶屋	4.0	42.0	32.0	板の間4畳	本町
銀右衛門	百姓	6.5	49.5	45.5		下町	佐右衛門	民	3.0	6.0	7.5		本町
仙右衛門	商店	3.5	22.0	21.0		下町	乙蔵	民	2.0	15.0	8.0		本町
嘉六	茶屋	3.0	22.0	22.5		下町	吉兵衛	民	3.5	21.0	24.5	板の間9畳	本町
徳右衛門	茶屋	3.5	24.0	28.0	板の間4畳	下町	久兵衛	商店	4.0	25.0	20.0	板の間3畳	本町
吉右衛門	商店	2.5	16.0	11.25		下町	藤八	旅籠	4.0	26.0	24.0	板の間6畳	本町
文七	商店	5.0	38.0	20.0	板の間2畳	下町	忠右衛門	旅籠	5.0	26.0	40.0	板の間6畳	本町
長右衛門	商店	4.5	16.0	18.0		下町	恵吉	商店	5.0	24.5	20.0	板の間3畳	本町
惣治郎	民	3.0	17.0	12.0	板の間3畳	下町	弥右衛門	旅籠	5.5	53.0	55.0	板の間12畳	本町
浅右衛門	民	2.5	17.0	12.5		下町	平八	旅籠	4.0	23.0	20.0	板の間2畳	本町
嘉七	旅籠	4.5	39.0	33.75	板の間6畳	下町	七郎左衛門	旅籠	4.5	26.5	27.0	板の間8畳	本町
清蔵	旅籠	5.0	34.0	30.0	板の間6畳	下町	六左衛門	旅籠	3.5	22.0	21.0	板の間4畳	本町
五太夫	民	3.0	13.0	9.0	板の間2畳	下町	源十	民	3.0	8.0	15.0		本町
伊右衛門	旅籠	3.0	36.0	21.0	板の間6畳	下町	源五郎	旅籠	4.5	85.5	67.5	板の間6畳	本町
三右衛門	民	3.0	14.0	12.0		下町	弥左衛門	民	2.5	9.0	10.0		本町

19表 日坂宿 建物一覧表(2)

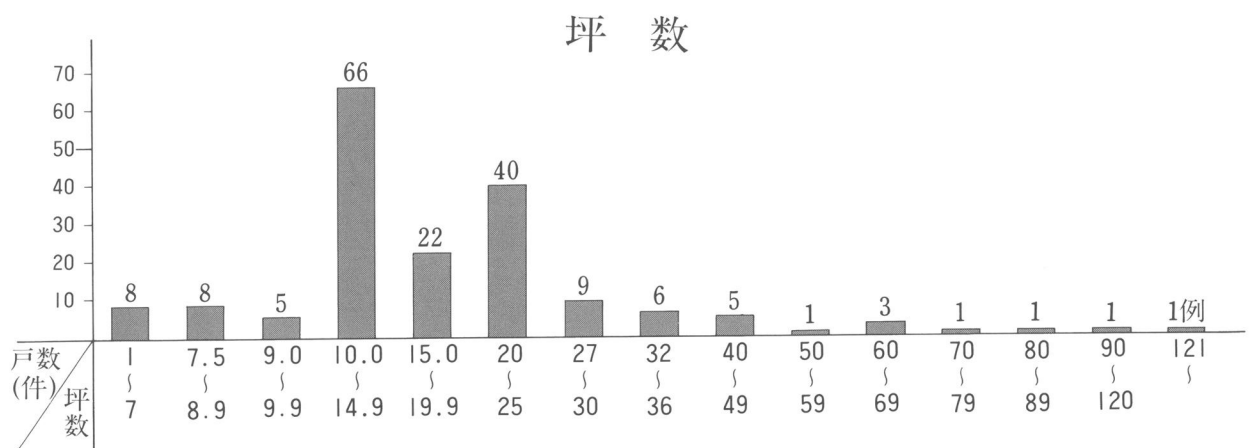
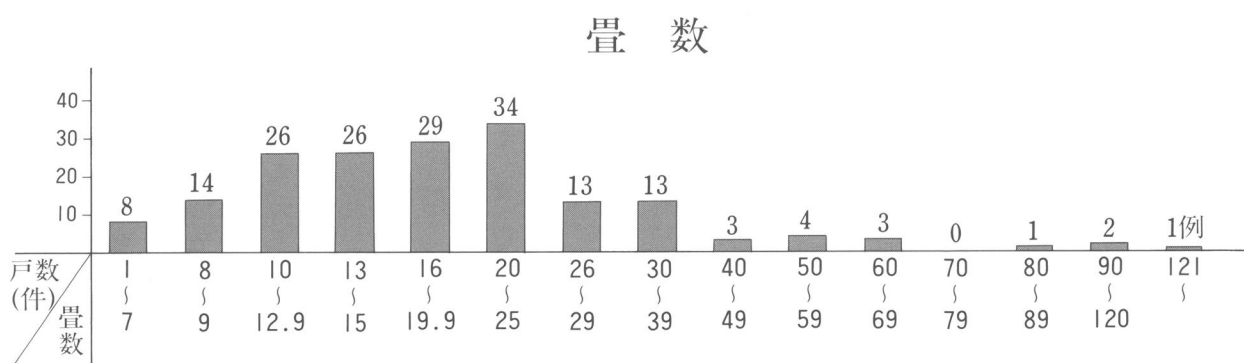
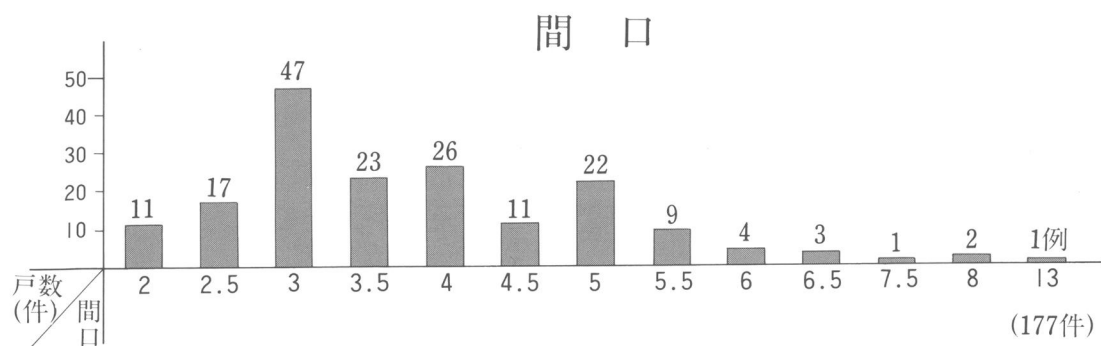
名前	職業	間口	畳	坪数	その他	町名	名前	職業	間口	畳	坪数	その他	町名
次郎右衛門	民	2.0	10.0	12.0		本町	宇助	民	3.0	16.0	12.0	板の間2畳	下町
伝三	民	3.0	14.0	12.0	板の間3畳	本町	新三郎	民	3.0	12.0	9.0		下町
惣五郎	民	2.0	8.0	8.0		本町	友吉	民	3.5	8.0	10.5		古宮
由右衛門	民	8.0	53.5	40.0		下町	仁右衛門	民	3.0	13.0	12.0		古宮
文太	民	2.0	6.0	6.0		下町	平十	民	3.5	20.0	17.5	板の間8畳	古宮
紋蔵	商店	7.5	36.5	33.75	板の間2畳	下町	弁蔵	民	5.0	21.0	20.0	板の間6畳	古宮
勘右衛門	民	4.0	22.0	16.0	板の間8畳	下町	勘次	民	2.5	12.0	10.0		古宮
重太夫	民	4.0	16.0	16.0		下町	岩吉	民	3.0	13.0	19.5		古宮
定吉	民	2.5	16.5	12.5	板の間6畳	下町	利右衛門	民	3.5	16.0	14.0	板の間4畳	古宮
次左衛門	民	5.0	24.0	25.0	板の間6畳	下町	善次	民	4.5	16.0	15.75		古宮
条七	民	3.5	12.0	19.25		下町	竹蔵	民	2.5	11.0	10.0	板の間3畳	古宮
平吉	民	3.0	12.0	12.0		下町	権右衛門	民	3.0	15.0	12.0	板の間2畳	古宮
利兵衛	旅籠	5.5	36.0	33.0	板の間6畳	下町	幸八	民	3.0	14.0	12.0	板の間2畳	古宮
芳十	旅籠	5.0	30.0	20.0	板の間4畳	下町	喜六	民	2.5	14.0	11.25	板の間2畳	古宮
清五郎	民	3.5	16.0	14.0	板の間4畳	下町	半五郎	商店	4.5	28.0	27.0		古宮
伝十	民	4.0	22.0	20.0		下町	半五郎	商店	5.0	20.0	20.0	板の間4畳	古宮
善左衛門	商店	5.5	30.0	16.5	板の間6畳	下町	新兵衛	民	5.0	20.0	25.0	板の間6畳	古宮
金平	民	2.0	10.0	10.0		下町	五平	民	5.0	22.0	25.0	板の間4畳	古宮
半助	民	2.0	12.0	10.0	板の間3畳	下町	喜代蔵	民	3.0	15.0	12.0		古宮
権三	旅籠	4.0	12.0	8.0		下町	次郎兵衛	民	2.5	13.0	11.25		古宮
与右衛門	民	4.0	26.0	24.0	板の間4畳	下町	谷右衛門	民	5.0	15.0	25.0		古宮
喜三右衛門	民	4.0	20.0	14.0	板の間6畳	下町	平蔵	民	5.5	22.0	24.75		古宮
孫十	民	5.5	24.0	22.0	板の間4畳	下町	平九郎	民	5.0	26.0	25.0		古宮
次右衛門	旅籠	6.0	64.5	78.0	板の間6畳	下町	勇吉	民	5.5	14.0	13.75	板の間6畳	古宮
七蔵	民	3.0	10.0	7.5		下町	清吉	民	3.0	11.0	7.5	板の間3畳	古宮
伴蔵	民	3.5	18.0	14.0	板の間3畳	下町	梅五郎	民	5.0	18.5	22.5		古宮
五左衛門	民	4.0	30.0	22.0	板の間4畳	下町							

文久二年戌十月宿内軒並取調書上書
東海道日坂宿による。(一部加筆 修正)

か町役人の家が多い。最大公約数は18.6畳以上25畳までである。4畳から9畳の下位では、職業不詳の者が圧倒的に多い。坂口の百姓3軒が認められるが、先に指摘したように発掘調査で発見された家の規模も小さいなど、この百姓家は零細な農家とみることができる。このほか古宮町七兵衛がいるが、この家は日坂の西端にあたる。古宮町の外れは、明治初頭の書き上げによると影森、鴨方、宮村など他村からの新たな転住者が多く^{注26}、七兵衛についてもこの例と推定される。

建坪では最上位の本陣から始まり、5坪までである。建坪25坪を越える上位者は旅籠を営む者か町役人の家、商家が多い。最大公約数は10坪以上15坪までである。10坪以下の下位では、職業不詳の者が圧倒的に多い。先にふれた下町の権三のように間口は広いが、建坪8坪の旅籠が認められる。これについては、先述したように災害直後、手持ち不如意のためと推定される。10坪以下の例では、坂口の百姓1軒が認められるが、坂口の文左衛門のように10坪半の持ち家を2軒所有する例がある。この10坪半の例が文左衛門の例を含め8例有り、日坂宿の標準タイプのひとつではなかろうか。こうした例は12坪の家17例、14坪の家10例がある。このような建坪をみると、日坂宿の旅籠以外の家は、建坪10坪半から14坪を標準とすることができる。先に指摘したように、日坂宿の百姓・職業不詳者の家は、発掘調査の結果からも小論のように、その規模は小さいとみることができる。このほか先述したように古宮町七兵衛がいるが、この家は転入者の可能性が高い。

ではこうしたデータから何を読みとることができるのであろうか。一般に宿では伝馬役を負担する替わりに、屋敷地の年貢を免除されていた。ところがこの伝馬役を負担する伝馬人は、役を負担できなければ伝馬人の資格を売り、その資格を失うことになっていた^{注27}。日坂宿では100人の伝馬人が許され、9660坪の地子が免除されていた^{注28}。こうした伝馬人は、伝馬役のほかに冥加金を納めなくてはならなかった。岩井家の家屋売買証文によると、建物とともに冥加金の額が記されている^{注29}。日坂宿では、伝馬人の中から町役人は選出されている。したがって『文久二年宿内軒並取調書上書』の170戸余りの



第166図 日坂宿 家屋構成図

家の内、伝馬人100人とそうでない者70余人の差は、基本的な大きな差異とみることができよう。では伝馬人以外の階層の家とは何かである。先にふれたぬし屋には門口に借家と記されていた。また『文久二年宿内軒並取調書上書』の中では、本町酒屋（市川屋）から坂口高木屋までの間に、明治初頭になって4筆の屋敷地に実に10数軒の家が立て込んでいる。旅籠を除くと規模の小さい家で借家と考えられる。また日坂では旅籠は、伝馬人と同様、その数が33軒と制限されている。これらのことから、ぬし屋の例のように、旅籠渡世とともに借家を持っていたと推定され、本町東側は、日坂宿でも借家が集中した区域といえよう。先に述べた建物の間口や畳数、建坪の小規模な家の多くは、こうした借家とみることができよう。また大家の旅籠はそれほどの規模ではないことも、ほかに収入の道を取らざるを得ず、屋敷地の一角に借家を持つに至ったのではないだろうか。

こうみると日坂宿の町屋は、つぎのような階層によって成り立っていたことが推定される。

- 1 伝馬人で町役人
職業 旅籠、商家、運送業、百姓
- 2 伝馬人
職業 旅籠、商家、運送業、百姓
- 3 非伝馬人（借家人）
職業 借家での小商い、出稼ぎ、日用取り、小百姓

先に述べたように日坂宿では、こうした階層差が、建物規模と建物所有関係に如実に現れているとみることができよう。

第4節 出土石硯と日坂文化

清水遺跡では2-1区、2-2区から石硯が出土している。これらは無銘で、当時のブランド品である「江州高嶋硯」等ではなかった。また小形品で、携帯用の硯が含まれていた。伴出した陶磁器の年代から18世紀後半から19世紀前半と考えられ、この中には嘉永五年の大火によって被災し、廃棄された物が含まれていた。

また当該期、清水遺跡に居住していた人々は百姓層を中心とするが、建坪からそれほど豊かな百姓ではなかったことを、前節までに述べた。今回出土した石硯は、こうした階層までも文字を使用していたことを証明している。江戸後期段階に入ると、広く民衆の間にも文字が使用されたことが知られている。日坂宿では伝馬制度のもとで、町役人には伝馬役に関する文書事務が課せられていた。一方、農民についても保有する田畑その他の権利義務関係、年貢収受の事務など文書は必要不可欠であった。とくに明治維新以後の近代化論とあいまって、近年、こうした民衆の間の識字率の高さが評価されている^{注30}。硯の存在から日坂における識字率の高さが推定される。本節では江戸後期から明治初期、日坂に展開した民衆文化についてふれてみたい。

享和3（1803）年、『東海道人物志』が刊行された^{注31}。この書は東海道品川宿から大津宿までの53宿とその周辺における文化人の紳士録と呼ぶべき内容である。この書の著書は「とほつあわふみの国なる日坂といへるわたり」に居住する大須賀鬼卵（きらん）であった。鬼卵は河内生まれで、中年にいたり、日坂で「賃居し、煙草を売る。其の店頭の障子に一首の狂歌を書して」客よせとしたとされている^{注32}。この『東海道人物志』中、「日坂駅」には俳諧、書、詠歌などの地方文人が書き上げられている。これによって文化年間頃の日坂およびその周辺の文人が確認できるのである。これら『東海道人物志』に登場した人物たちは、日坂ではどのような人たちであったのであろうか。これら文人には姓とともに家名（いえな）が記載されている。これより半世紀後『文久二年宿内軒並取調書上書』には同じ家名が